

岡崎市環境学習支援団体登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で環境学習講座や環境学習施設見学等を通じて環境教育を実施している市民団体、事業者、大学等（以下「市民団体等」という。）を市が登録し、市民に当該団体の実施する、より質の高い環境教育及び環境学習の機会を提供することにより、市民の環境保全に対する意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「環境学習講座等」とは、生活環境や自然環境に関する講演、研修、実験、体験等をいう。
- 2 この要綱において「環境学習施設」とは、環境に関する展示施設又は工場等の見学施設をいう。
- 3 この要綱の規定により登録を受けた市民団体等を、環境学習支援団体（以下「登録団体」という。）とする。

(登録団体の責務)

- 第3条 登録団体は、市民に対し環境学習の機会の提供を積極的に行うものとする。
- 2 登録団体は、環境学習において、情報を正確に伝えることに努めるものとする。
- 3 登録団体は、利用者に対し誠実に対応することを心掛けることとする。

(市の責務)

第4条 市は、第1条に規定する目的を踏まえ、登録団体の周知を図り、市民が質の高い環境学習を受ける機会の普及に努めるものとする。

(登録団体と市の協働)

第5条 登録団体と市は、環境教育及び環境学習の推進に関し、協働して努めるものとする。

(登録要件)

- 第6条 登録を受けようとする市民団体等は、登録に当たり別表に定める要件を備えていることとする。
- 2 岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下この号において「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でないこと。

(登録の手続)

第7条 登録を受けようとする市民団体等は、岡崎市環境学習支援団体登録申請書（様

式第1号)に所定の資料を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、登録したときは、市民団体等に対し登録証(様式第2号)を交付するものとする。

(表示)

第8条 登録団体は、登録団体であることを表示することができる。

(変更及び廃止の手続)

第9条 登録団体は、第7条第1項の申請内容に変更があった場合は、速やかに、岡崎市環境学習支援団体登録変更届(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

2 登録団体は、環境学習講座等を廃止し、又は環境学習施設を撤去したときは、岡崎市環境学習支援団体登録廃止届(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

(登録取消)

第10条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第6条の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 前条第2項の規定による届出をしなかったとき。

(実績報告)

第11条 登録団体は、環境学習に係る毎年度の実績を、その年度終了後1月以内に、環境学習実績報告書(様式第5号)により市長に提出しなければならない。

(登録証の返還)

第12条 登録団体は、第9条第2項による届出を行ったとき又は第10条による登録取消しを受けたときは登録証を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。